

## 国際調停と当事者交渉シリーズ

## 「国際ADRの最近の動向と日本の法制度基盤の整備」

GBC（ジービック）大貫研究所 代表  
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
 京都国際調停センター 運営委員・調停人



大貫 雅晴

今回は、国際ADRの基本とその傾向を紹介して、そして、日本における法制度基盤の整備の動向について紹介する。

### 1. 国際商事紛争解決手段の基本的認識

国際商事紛争解決手段は、当事者交渉が失敗に終わった場合、裁判かADRによる解決に委ねることになる。

ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略称、日本語では裁判外紛争解決手続き、又は代替的紛争解決手続きという。ADRの典型的手法として、仲裁と調停、そして仲裁と調停の組合せ（調・仲）が挙げられる。

#### 1) 仲裁 (Arbitration)

仲裁は、当事者が紛争の解決を公平、中立な第三者に委ね、かかる第三者の判断に従うことで解決する手続きをいう。かかる判断を仲裁判断というが、仲裁判断は強制力があり、裁判所の確定判決と同一の効力を有する。

#### 2) 調停 (Mediation/Conciliation)

調停は、当事者間の紛争の解決につき、公平、中立な第三者（調停人）に入ってもらい、調停人の下で当事者が交渉をして協力的、建設的に解決する方法である。調停人の役割は当事者の話し合い、交渉を促進して和解に導くことにある。調停人から和解案が提示される場合が多いが、当事者はその和解案を受け入れるか否かは自由であり、その和解案には強制されない。

#### 3) ミーダブ：調・仲 (Med・Arb)

ミーダブは、調停 (Mediation) と仲裁 (Arbitration) を組み合わせた解決方法である。手続きとしては、まずは調停を行い、調停で解決ができない場合に、最終的解決手続きである仲裁に移行する方法である。また、アープ・メッド・アープは仲裁手続を開始して、仲裁手続中に一旦仲裁手続を停止して調停に移行して、調停が不調の場合に仲裁に移行する方法 (Arb-Med-Arb) がある。

### 2. 国際紛争解決の傾向—国際紛争解決手段の調査報告より—

国際仲裁調査報告書2021年版「仲裁は世界の変革に順応する」が発刊されている。この調査報告書は国際仲裁で有名なロンドン大学“Queen Merry”と世界的法律事務所“White & Case”との共同調査の報告書である。

同報告書によると：

#### 1) 国境を超える紛争 (cross-boarder disputes)の解決手段としていずれの解決手段を選択するか

①90%が仲裁を選択する。その内訳は、仲裁単独が31%、ミーダブ（調・仲）が59%である。

②訴訟単独は2%である。調停と訴訟の組み合わせが6%に過ぎなかった。

#### 2) 仲裁が行われる仲裁地の選択で好まれる仲裁地の質問に対して：人気のランク順に挙げると以下の通りである。

①ロンドン、②シンガポール、③香港、④パリ、⑤ジュネーブ、⑥ニューヨークであった。

#### 3) また、仲裁手続を実施する仲裁機関の選択で好まれる仲裁機関の質問に対して：人気のランク順に挙げると以下の通りである。

①国際商業会議所 (ICC)、②シンガポール国際仲裁センター (SIAC)、③香港国際仲裁センター (HKIAC)、④ロンドン国際仲裁センター (LCIA)、⑤中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) であった。

#### 4) ユーザーにとり、仲裁地を選択する理由、要因の質問に対して：

①国内の裁判所、司法制度が仲裁に親和的、協力的であること、

②国内の司法制度が中立、公平であること、

③仲裁合意及び仲裁判断の執行がよく認められていること、

④緊急仲裁人、及び仲裁廷による暫定的保全措置命令の執行が可能であることなどがあげられた。

上述の調査報告書が示しているように、国際商事紛争の解決は仲裁、ミーダブ（調停と仲裁の組合せ）が世界の潮流であるといえる。

## 国際調停と当事者交渉シリーズ

## 「国際ADRの最近の動向と日本の法制度基盤の整備」

GBC（ジービック）大貫研究所 代表  
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
 京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

### 3. 日本における国際ADRの現状

国際仲裁の世界の潮流の中で、仲裁地、仲裁機関のADR事件の獲得競争が行われている中で、日本の状況は依然低迷している。

仲裁地としての日本、また仲裁機関としてのJCAA（日本商事仲裁協会）は世界の潮流、仲裁地、仲裁機関の獲得競争から大幅に遅れをとっている。

前述の仲裁機関では年間に3桁、4桁と千件を超える仲裁事件を受理する仲裁機関もある一方、日本で扱われる仲裁件数は年間20件内外である。日本の仲裁地、仲裁機関は海外の仲裁地、仲裁機関と比較すると依然として低空飛行である。

### 4. 日本の動向：国際ADR法整備強化へ仲裁法制の見直し、国際商事調停による和解合意の執行力付与の制度の創設

経済取引の国際化の進展等の仲裁、調停をめぐる諸事情を鑑み、仲裁地日本を活性化するため、国際ADRの法制度の基盤整備が進められている。日本の国際ADRの法整備が進行し、法改正の要綱が発表され、国会に改正法案を提出予定である。

今回の改正では、国際商事仲裁に関しては、仲裁合意、暫定的保全措置の執行力の付与、東京地裁、大阪地裁を仲裁専門裁判所として管轄裁判所を加えたこと等の改正である。国際商事調停では、我が国の国際調停に関するシンガポール条約への加盟に向けて、国際商事調停の和解合意の執行力を付与する制度の創設である。

#### 1) 仲裁法の改正に関する要綱の概要

今回の仲裁法改正は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法2006年改正を採用したものである。以下簡単に紹介する。

①仲裁合意の書面性の改正：書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該一部を構成するも

のとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

②仲裁廷の暫定的保全措置の執行力の付与：暫定的保全措置に関して執行力を付与して、暫定保全措置の定義と発令要件及び暫定保全措置命令の執行等認可決定の規律を置く。

③仲裁地が日本国内にあるときは、東京地方裁判所および大阪地方裁判所に競合管轄を認める規定を新設、両裁判所には仲裁専門官を配置する予定である。

④執行決定申立てにおける仲裁判断書の日本語翻訳文の提出の省略、外国語で作成された書証の翻訳文の添付の省略。

#### 2) 国際調停に関するシンガポール条約への加盟に向けて、国際商事調停の和解合意の執行力を付与する制度の創設

日本政府は国際商事調停の和解合意に執行力を付与する条約（国際調停に関するシンガポール条約）に加盟することを決定しており、外務省と法務省との間で最終調整を行われ、シンガポール条約の調停による和解合意の執行力を担保するため、調停の和解合意の執行力を付与する調停法の立法化が決定され、今回の仲裁法改正と一緒にシンガポール条約の加盟、及び国際商事調停による和解合意の執行力の付与の制度が創設されることになった。

#### 資料

##### 〔図〕 和解できなかった場合の紛争解決手段

